

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年10月 7 日

【会社名】 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク
(The Goldman Sachs Group, Inc.)

【代表者の役職氏名】 会長兼首席経営執行役員 ディビッド・M・ソロモン
(David M. Solomon, Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国10282 ニューヨーク州ニューヨーク、
ウェスト・ストリート200
(200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 福 田 淳
同 高 橋 将 希
同 福 本 里 紗
同 高 橋 和 浩
同 松 本 千 佳
同 藏 野 舞
同 裕 下 滉 平
同 佐 藤 龍

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注 1) 本書中「当社」とあるのは、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクのみを指し、その連結子会社を含まないものとする。

(注 2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1 ドル = 143.33円の換算率 (2024年 9 月 25日現在の株式会社三菱UFJ銀行による対顧客電信直物売買取相場の仲値) により換算されている。

1 【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき当社の優先株式を表章する預託株式の日本国外における募集を報告するため、本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄：

それぞれが1株当たり額面0.01ドル、かつ1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付与された当社のシリーズY 6.125%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式に対する25分の1の所有持分を表章する預託株式（「シリーズY優先株式」）

(2)

() 発行数：

2,000,000口の預託株式（合計80,000株のシリーズY優先株式を表章する）

() 発行価格及び資本組入額：

発行価格：預託株式1口当たり1,000ドル（143,330円）

資本組入額：預託株式1口当たり0.0004ドル（0.057332円）

() 発行価額の総額及び資本組入額の総額：

発行価額の総額：2,000,000,000ドル（286,660,000,000円）

資本組入額の総額：800ドル（114,664円）

() 株式の内容：

発行株式：

それぞれが、シリーズY優先株式に対する25分の1の所有持分を表章する預託株式2,000,000株。預託株式の各保有者には、預託機関を通じて、かかる預託株式が表章するシリーズY優先株式の該当する持分の割合に応じて、シリーズY優先株式のあらゆる権利および優先権（配当、議決、償還に関する権利および残余財産分配優先権を含む）が付与される。

配当：

シリーズY優先株式の配当は、当社の取締役会（または取締役会に適式に授權された取締役会の委員会）により宣言された場合、2025年5月10日から、半期毎に毎年5月10日および11月10日に後払いされる。配当は、（ ）当初発行日から2034年11月10日（「第1リセット日」）（同日を含まない）までは、年率6.125%の固定金利により、また（ ）第1リセット日（同日を含む）以降各リセット期間中は、直近のリセット配当確定日（以下に定義する）現在の米国10年国債金利に2.400%を加えた金利により、シリーズY優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに等しい）の残余財産分配優先権に対して発生する。

「リセット日」とは、第1リセット日および前リセット日の10年後に到来する各日付をいう。リセット日（第1リセット日を含む）が営業日でない場合の調整は行われない。「リセット期間」とは、第1リセット日（同日を含む）から翌リセット日（同日を含まない）までの期間、およびその後は各リセット日（同日を含む）から翌リセット日（同日を含まない）までの各期間をいう。「リセット配当確定日」とは、あるリセット期間について、当該リセット期間開始日の3営業日前に到来する日付をいう。

配当期間とは、配当支払日（同日を含む）に開始し、直後の配当支払日（同日を含まない）に終了する期間をいう。ただし、最初の配当期間はシリーズY優先株式の当初発行日（同日を含む）に開始し、2025年5月10日の配当支払日（同日を含まない）に終了する。

シリーズY優先株式の配当は累積されず、配当は必須ではない。いずれかの配当期間につきシリーズY優先株式の配当が宣言されない場合、かかる配当は累積されず、その発生、支払は生じない。いずれかの配当期間の配当支払日に先立ち、取締役会（または取締役会に適式に授權された取締役会の委員会）により配当が宣言されない場合、将来の配当期間についてシリーズY優先株式の配当が宣言されたか否かにかかわらず、当社はかかる配当支払期間について発生した配当を当該配当支払日の後、支払う義務を有しない。

シリーズY優先株式が流通している限り、当社の普通株式またはシリーズY優先株式に劣後するその他の後順位株式に対しては、配当は支払われず、宣言されない（ただし、普通株式または後順位株式に対してのみ支払われる配当を除く）。配当期間中は、普通株式またはシリーズY優先株式に劣後するその他の後順位株式が、当社により、直接的か間接的かを問わず、対価をもって購入、償還、またはその他の方法で取得されることはない（ただし、当該後順位株式の再分類、もしくは他の後順位株式への再分類、または当該後順位株式と別の後順位株式との交換もしくは転換の結果として取得される場合を除く）。ただし、直近で終了した配当期間について流通しているすべてのシリーズY優先株式に対する配当満額が宣言され支払われた場合または宣言され当該金額が積み立てられた場合はこの限りではない。上記の規定は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーまたは当社のその他いずれかの関連会社が通常の業務過程において後順位株式のマーケット・メイキング取引に従事する能力を制限するものではない。

シリーズY優先株式およびシリーズY優先株式と（配当の支払または当社の清算、解散もしくは企業閉鎖に伴う資産の分配において）同順位の当社のその他の種類もしくはシリーズの株式について、いずれかの配当期間に対する配当が全額支払われない場合は、シリーズY優先株式および同順位株式に対して宣言される当該配当期間に対する配当は、当該配当期間の1株当たりの未払配当金額が、シリーズY優先株式およびその他すべての同順位株式について互いに同じとなるように、按分比例して宣言される。

前項の規定を条件として、取締役会（または取締役会に適式に授權された取締役会の委員会）の決定により、当社の普通株式およびシリーズY優先株式と同順位または後順位のその他の株式に対して配当（現金、株式またはその他により支払われる）を随時宣言し、支払うことができる。その場合の配当は、かかる支払に充てることが法的に可能な資金から行われる。シリーズY優先株式は、この場合の配当には参加できない。

配当支払日：

初回配当支払日を2025年5月10日とする毎年5月10日および11月10日とし、以下の調整がなされる。配当支払日が営業日（以下に定義される）でない場合、当該配当支払日の配当は、当該遅延支払に関する利息またはその他の支払を受けることなく、その直後の営業日に支払われる。「営業日」とは、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日または金曜日で、ニューヨーク市の銀行機関が一般的に法律または大統領命令により営業しない権利を有しているか、営業してはならない日ではない日を意味する。

償還： シリーズY優先株式は永久優先株式であるため満期日が設定されていない。当社は、シリーズY優先株式について、その選択により、（ ）第1リセット日以降の配当支払日において随時その全額もしくは一部を、または（ ）規制上の資本措置についての特定の変更事由が発生してから90日以内のいずれかの日に（一部ではなく）全額を償還する場合がある。いずれの場合においても、1株当たり25,000ドルの償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに等しい）に加えて、償還日（同日を含まない）までに宣言されたが未払の配当額（宣言されていない配当は累積されない）を支払う。当社がシリーズY優先株式を償還した場合、預託機関はそれに比例した数の預託株式を償還する。

シリーズY優先株式の株主または預託株式の保有者のいずれも、シリーズY優先株式の償還または買戻しを請求する権利を有さない。

清算時の権利： 当社が清算、解散または閉鎖された場合、それが自発的なものであるか否かを問わず、シリーズY優先株式の株主は、当社の株主に対して分配可能な資産について、普通株式または当該分配に関してシリーズY優先株式に劣後するその他のあらゆる当社株式の株主に先んじて分配を受ける権利を有する。分配可能額は、1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに等しい）の清算時の分配金に、宣言されたが未払の配当額（宣言されていない配当は累積されない）を加えた金額とする。かかる支払は、当社のすべての債権者に対する債務および義務（もしあれば）を履行した後に行われるものとし、また、シリーズY優先株式およびかかる分配に関して同順位のその他の当社株式については按分比例して行われるものとする。

議決権： シリーズY優先株式の条件に一定の変更があった場合および一定の配当の未払があった場合を除き、シリーズY優先株式の株主は、議決権を有さない。

順位：

シリーズY優先株式は、当社の普通株式の上位となり、すでに発行されている、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズA変動非累積配当型優先株式（「シリーズA優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズC変動非累積配当型優先株式（「シリーズC優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズD変動非累積配当型優先株式（「シリーズD優先株式」）、1株当たり100,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズE非累積配当型永久優先株式（「シリーズE優先株式」）、1株当たり100,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズF非累積配当型永久優先株式（「シリーズF優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズO 5.30%固定・変動非累積配当型優先株式（「シリーズO優先株式」）、および1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズP 5.00%固定・変動非累積配当型優先株式（「シリーズP優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズQ 5.50%非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズQ優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズR 4.95%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズR優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズS 4.40%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズS優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズT 3.80%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズT優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズU 3.65%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズU優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズV 4.125%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズV優先株式」）、1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズW 7.50%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズW優先株式」）、および1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権を付されたシリーズX 7.50%固定非累積配当型（リセット条項付）優先株式（「シリーズX優先株式」）と同順位となり、また当社が今後発行する場合があるその他のシリーズ（ただし、シリーズY優先株式の株主が必要な同意を行って発行される上位のシリーズを除く）それぞれと、配当の支払および清算、解散または閉鎖された場合の分配について互いに少なくとも同順位となる。当社による配当金および清算、解散または閉鎖された場合の分配の支払は、通常、法的にそれらの支払に充当可能な資金（債務およびその他の非エクイティ関連の請求に係る金額を控除した後の資金をいう）からのみ行うことができる。シリーズY優先株式の株主は、当社が財産管理、破産手続、清算または同様の手続を開始した場合、米国政府が保有する持分に完全に劣後することがある。

満期日：

シリーズY優先株式の満期日は設定されておらず、当社はシリーズY優先株式を償還する義務を負わない。したがって、シリーズY優先株式は当社が償還を決定しない限り、また、かかる決定のときまで無期限に流通株式であり続ける。

(3) 発行方法：

優先株式の持分を表章する預託株式の、米国においては届出済公募である。

(4) 引受人の氏名又は名称：

引受人

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー (Goldman, Sachs & Co. LLC)
アカデミー・セキュリティーズ・インク (Academy Securities, Inc.)
ブレイロック・ヴァン・エルエルシー (Blaylock Van, LLC)
ドレクセル・ハミルトン・エルエルシー (Drexel Hamilton, LLC)
ミシュラー・ファイナンシャル・グループ・インク (Mischler Financial Group, Inc.)
ピーエヌシー・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (PNC Capital Markets LLC)
アール・シーラウス・アンド・カンパニー・エルエルシー (R. Seelaus & Co., LLC)
ビーエムオー・キャピタル・マーケッツ・コーポレーション (BMO Capital Markets Corp.)
キャピタル・ワン・セキュリティーズ・インク (Capital One Securities, Inc.)
アールビーシー・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (RBC Capital Markets, LLC)
スコシア・キャピタル (ユーエスエー) インク (Scotia Capital (USA) Inc.)
ティーディー・セキュリティーズ (ユーエスエー) エルエルシー (TD Securities (USA) LLC)
トゥルイスト・セキュリティーズ・インク (Truist Securities, Inc.)
ユー・エス・バンコープ・インベストメンツ・インク (U.S. Bancorp Investments, Inc.)
エービーエヌ・アムロ・キャピタル・マーケッツ (ユーエスエー) エルエルシー (ABN AMRO Capital Markets (USA) LLC)
エーエヌゼット・セキュリティーズ・インク (ANZ Securities, Inc.)
ビーエヌワイ・メロン・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (BNY Mellon Capital Markets, LLC)
カブレラ・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (Cabrera Capital Markets LLC)
シーアイビーシー・ワールド・マーケッツ・コーポレーション (CIBC World Markets Corp.)
オーストラリア・コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank of Australia)
ダンスケ・マーケッツ・インク (Danske Markets Inc.)
グッドボディ・ストックブローカーズ・ユーシー (Goodbody Stockbrokers UC)
ハンティントン・セキュリティーズ・インク (Huntington Securities, Inc.)
アイエヌジー・フィナンシャル・マーケッツ・エルエルシー (ING Financial Markets LLC)
インテサ・サンパオロ・アイエムアイ・セキュリティーズ・コーポレーション (Intesa Sanpaolo IMI Securities Corp.)
ジェーエムピー・セキュリティーズ・エルエルシー (JMP Securities, LLC)
キーバンク・キャピタル・マーケッツ・インク (KeyBanc Capital Markets Inc.)
ループ・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (Loop Capital Markets LLC)
みずほセキュリティーズ・ユーエスエー・エルエルシー (Mizuho Securities USA LLC)
エヌイービーセキュリティーズ・エルエルシー (nabSecurities, LLC)
ナティクス・セキュリティーズ・アメリカズ・エルエルシー (Natixis Securities Americas LLC)
アールビー・インターナショナル・マーケッツ (ユーエスエー) エルエルシー (RB International Markets (USA) LLC)
リージョンズ・セキュリティーズ・エルエルシー (Regions Securities LLC)
サンタンデール・ユーエス・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (Santander US Capital Markets LLC)
エスイービー・セキュリティーズ・インク (SEB Securities, Inc.)
エスエムビーシー・ニコウ・セキュリティーズ・アメリカ・インク (SMBC Nikko Securities America, Inc.)
スタンダード・チャータード銀行 (Standard Chartered Bank)
ウェストパック・キャピタル・マーケッツ・エルエルシー (Westpac Capital Markets LLC)
フィフス・サード・セキュリティーズ・インク (Fifth Third Securities, Inc.)

デジャルダン・セキュリティーズ・インク (Desjardins Securities Inc.)
エム・アンド・ティー・セキュリティーズ・インク (M&T Securities, Inc.)
ナショナル・バンク・オブ・カナダ・フィナンシャル・インク (National Bank of Canada
Financial Inc.)

- (5) 募集を行う地域：
米国

- (6) 新規発行による手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：
手取金の総額：
1,980,000,000ドル (283,793,400,000円)

手取金の使途：

当社は、手取金純額を、シリーズP優先株式のすべての流通株式の償還に使用する予定であり、残りの手取金純額を、その事業の追加資金として、またその他の通常の事業目的に使用する予定である。

手取金の支出予定時期：

手取金は、上記の優先株式を償還するために2024年10月21日に使用する予定である。また、残りの手取金純額は、その事業の追加資金として、またその他の通常の事業目的に使用する予定であるため、手取金の具体的な使途及び支出時期は決定されていない。

- (7) 新規発行年月日：
2024年9月26日

- (8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称：
該当なし

- (9) 預託株式により表章される当該有価証券の内容：
上記2(2)()を参照

その他の事項：

() 資本金の額 (2024年6月30日現在)

優先株式：12,753,000,000ドル (1,827,887,490,000円)

普通株式：61,359,000,000ドル (8,794,585,470,000円)

() 発行済株式総数 (2024年6月30日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)(1)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
1株当たり額面0.01ドルの 記名式普通株式	普通株式	927,414,906	ニューヨーク証券取引所	(5)
1株当たり額面0.01ドルの 記名式優先株式	優先株式	92,000 (2)、(3)	ニューヨーク証券取引所	(6)
1株当たり額面0.01ドルの 記名式優先株式	優先株式	390,282 (4)	なし	(6)
合計	-	927,897,188	-	-

(1) 発行済株式数には自己株式も含む。

(2) 2005年4月25日にシリーズA優先株式30,000株が発行され、2005年10月31日にシリーズC優先株式8,000株が発行され、2006年5月24日にシリーズD優先株式34,000株が、そして2006年7月24日に追加のシリーズD優先株式20,000株が発行された。

2024年6月30日現在、92,000株の発行済優先株式の預託株式がニューヨーク証券取引所に上場されている。

(3) それぞれがシリーズA優先株式の1,000分の1の持分を表章する預託株式は、「GS PrA」の略称で、それぞれがシリーズC優先株式の1,000分の1の持分を表章する預託株式は、「GS PrC」の略称で、それぞれがシリーズD優先株式の1,000分の1の持分を表章する預託株式は、「GS PrD」の略称で、いずれもニューヨーク証券取引所に上場されている。

(4) 2012年6月1日にシリーズE優先株式17,500株が発行され（このうち4,972株および4,861株がそれぞれ2016年3月23日および2016年8月19日に当社により取得および消却された）、2012年9月4日にシリーズF優先株式5,000株が発行され（このうち1,746株および1,639株がそれぞれ2016年3月23日および2016年8月19日に当社により取得および消却された）、2016年7月27日にシリーズO優先株式26,000株が発行され、2017年11月1日にシリーズP優先株式60,000株が発行され、2019年6月17日にシリーズQ優先株式20,000株が発行され、2019年11月15日にシリーズR優先株式24,000株が発行され、2020年1月28日にシリーズS優先株式14,000株が発行され、2021年4月26日にシリーズT優先株式27,000株が発行され、2021年7月28日にシリーズU優先株式30,000株が発行され、2021年10月29日にシリーズV優先株式30,000株が発行され、2023年8月18日にシリーズW優先株式60,000株が発行され、また2024年4月23日にシリーズX優先株式90,000株が発行された。

2024年6月30日現在の証券取引所に上場されていない発行済優先株式は390,282株である。

- (5) 普通株式の株主は、株主の投票の対象となるすべての事項に関して、登録上所有している株式 1 株につき 1 つの議決権を有する。累積議決権はない。したがって、取締役の選任において、選挙となった場合、議決権を行使する普通株式の多数を有する株主は、その選択により、すべての取締役を選任することができる。その場合優先株式の株主の取締役選任における議決権に服する。取締役の信任投票となった場合には、取締役は、選任されるためには賛成または反対に投じられた投票総数のうち過半数の賛成票を獲得しなければならない。

社外流通しているシリーズの優先株式の優先権に服するが、普通株式の株主および無議決権普通株式の株主は、取締役会の宣言に従い、法律で配当の許されている資金から現金もしくはその他の配当および分配を受領する権利を有する。社外流通しているシリーズの優先株式の優先権に服するが、当社の会社清算、解散、または企業閉鎖の際に、すべての優先する債務の支払後、普通株式の株主は、当社のすべての資産から株式所有割合に応じて分配を受ける権利を有する（この場合、普通株式および無議決権普通株式は同一クラスとみなす）。普通株式の所有者は償還もしくは転換の権利を付与されておらず、また当社の証券を購入もしくはこれに応募する新株引受権を付与されていない。

- (6) 2024年 6 月現在、授権・発行済であり、社外に流通していた当社の永久優先株式については、グループ・インクが2024年 8 月 2 日に米国証券取引委員会に提出した様式10-Qによるクォーターリー・レポートの抜粋である以下の各表を参照。

シリーズ	授権株式数	発行済株式数	流通株式数	1株当たりの 預託株式数
A	50,000株	30,000株	29,999株	1,000株
C	25,000株	8,000株	8,000株	1,000株
D	60,000株	54,000株	53,999株	1,000株
E	17,500株	7,667株	7,667株	該当なし
F	5,000株	1,615株	1,615株	該当なし
O	26,000株	26,000株	26,000株	25株
P	66,000株	60,000株	60,000株	25株
Q	20,000株	20,000株	20,000株	25株
R	24,000株	24,000株	24,000株	25株
S	14,000株	14,000株	14,000株	25株
T	27,000株	27,000株	27,000株	25株
U	30,000株	30,000株	30,000株	25株
V	30,000株	30,000株	30,000株	25株
W	60,000株	60,000株	60,000株	25株
X	90,000株	90,000株	90,000株	25株
合計	544,500株	482,282株	482,280株	

シリーズ	最も早い償還日	清算時の配当優先権	償還価額 (単位：百万ドル)
A	償還可能	25,000ドル	750
C	償還可能	25,000ドル	200
D	償還可能	25,000ドル	1,350
E	償還可能	100,000ドル	767
F	償還可能	100,000ドル	161
O	2026年11月10日	25,000ドル	650
P	償還可能	25,000ドル	1,500
Q	2024年 8 月10日	25,000ドル	500
R	2025年 2 月10日	25,000ドル	600

S	2025年 2 月10日	25,000ドル	350
T	2026年 5 月10日	25,000ドル	675
U	2026年 8 月10日	25,000ドル	750
V	2026年11月10日	25,000ドル	750
W	2029年 2 月10日	25,000ドル	1,500
X	2029年 5 月10日	25,000ドル	2,250
合計			12,753

シリーズ	年間配当率
A	3 ヶ月物SOFR + 1.01161%、3.75%以上、四半期毎に支払
C	3 ヶ月物SOFR + 1.01161%、4.00%以上、四半期毎に支払
D	3 ヶ月物SOFR + 0.93161%、4.00%以上、四半期毎に支払
E	3 ヶ月物SOFR + 1.02911%、4.00%以上、四半期毎に支払
F	3 ヶ月物SOFR + 1.03161%、4.00%以上、四半期毎に支払
O	発行日から2026年11月10日（同日を含まない）までは5.30%、半期毎に支払、 その後は3 ヶ月物SOFR + 4.09561%、四半期毎に支払
P	3 ヶ月物SOFR + 3.13561%、四半期毎に支払
Q	発行日から2024年 8 月10日（同日を含まない）までは5.50%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 3.623%、半期毎に支払
R	発行日から2025年 2 月10日（同日を含まない）までは4.95%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 3.224%、半期毎に支払
S	発行日から2025年 2 月10日（同日を含まない）までは4.40%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 2.85%、半期毎に支払
T	発行日から2026年 5 月10日（同日を含まない）までは3.80%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 2.969%、半期毎に支払
U	発行日から2026年 8 月10日（同日を含まない）までは3.65%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 2.915%、半期毎に支払
V	発行日から2026年11月10日（同日を含まない）までは4.125%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 2.949%、半期毎に支払
W	発行日から2029年 2 月10日（同日を含まない）までは7.50%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 3.156%、半期毎に支払
X	発行日から2029年 5 月10日（同日を含まない）までは7.50%、半期毎に支払、 その後は5 年物国債利回り + 2.809%、半期毎に支払